

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

規 則	○ 教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則	教育財務課	1頁
お知らせ	○ 三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認	社会教育・文化財保護課	2頁
	○ 三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認	社会教育・文化財保護課	3頁
正 誤	○ 令和2年1月28日付け教育公報号外	教育総務課	5頁

規 則

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和二年二月二十八日

三重県教育委員会教育長 廣 田 恵 子

三重県教育委員会規則第二号

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

教育委員会関係行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成二十八年三重県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表第一（第二条関係）		別表第一（第二条関係）	
区分	事務	区分	事務
一 条例別表第一の四の項の三重県教育委員会規則で定める事務	(略)	条例別表第一の二の項の三重県教育委員会規則で定める事務	(略)
二 条例別表第一の五の項の三重県教育委員会規則で定める事務	一 高等学校等（高等学校等就学支援金の支給に関する法律（平成二十二年法律第十八号。以下この項において「就学支援金法」という。）第二条に規定する高等学校等をいう。以下この項及び次項において同じ。）を退学し、再び県立の高等学校で学び直す生徒又は学生に対する就学支援金（就学支援金法第三条第一項に規定する就学支援金をいう。）に相当する額の支援金に係る受給資格の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務		

	二 前号の申請を行う者の保護者等（就学支援金法第三条第二項第三号に規定する保護者等をいう。次項において同じ。）の収入状況に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
三 条例別表 第一の六の項の三重県教育委員会規則で定める事務	県立の高等学校等（特別支援学校の高等部を除く。）に在籍する生徒又は学生の保護者等に対する授業料以外の教育に必要な経費の負担軽減を図るための給付金に係る支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務

附 則

この規則は、令和二年三月一日から施行する。

お 知 ら せ

令和2年2月28日付け三重県公報第84号に、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金の承認及び三重県立熊野少年自然の家の利用料金の承認が、次のように掲載されました。

三重県告示第121号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立鈴鹿青少年センターの利用料金を次のとおり承認しました。

なお、三重県立鈴鹿青少年センター利用料金の承認（令和元年三重県告示第125号）は、令和2年3月31日限り廃止します。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木英敬

1 指定管理者

公益財団法人三重県体育協会

理事長 村木輝行

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分		単位	金額（円）	
			通常料金	季節料金
県内に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	520	320
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	940	630
	その他の者	1人1日につき	1,570	1,050
県外に住所を有する者	4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,050	630
	高校生及びこれに準ずる者	1人1日につき	1,880	1,260
	その他の者	1人1日につき	3,140	2,100

備考

- 1 1日とは、午後1時から翌日の午後1時までの間とする。
- 2 季節料金を適用するのは、11月1日から12月17日まで、1月7日から2月末日までの各期間の日曜日から木曜日までとする（祝日に当たるときは、その前日を除く。）。
- 3 保育所及び幼稚園の園行事の場合、4歳未満の幼児は、区分「4歳以上の幼児・小学生・中学生及びこれに準ずる者」の準ずる者として適用する。
- 4 宿泊で利用する団体の構成員のうち日帰りを利用する者の利用料金は、9時～13時、13時～17時、17時～22時の区分ごとに1人150円（季節料金適用期間は100円）を徴収する。ただし、団体の宿泊者数が利用

する宿泊室の合計定員の6割以上となる場合にあっては、日帰りで利用する者の利用料金は徴収しない。

(2) 施設を利用する場合

区分	金額 (円)	
	1時間あたり	前後超過30分あたり
総合研修館	1,880	940
大研修室	1,120	560
オリエンテーション室	740	370
研修室	740	370
文化室	740	370
創作室	740	370

備考

- 1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。
- 2 1時間を超えて利用する場合の超過時間が30分未満のときは、30分とする。前号に定める利用時間を超えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。
- 3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室利用を終了する日の午後1時までの間をいう。以下同じ。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

設備器具名	単位	金額 (円)
ピアノ	1日1台につき	5,000
電子オルガン	1日1台につき	2,000
トランシーバー	1日1対につき	1,000
テレビ・ビデオ/DVDセット	1日1セットにつき	1,000
調理設備	1日一式につき	1,000
プロジェクター	1日1台につき	1,000
ワイヤレスアンプ	1日1台につき	1,000
ラジカセ	1日1台につき	1,000
オリエンテーリング用具	1日一式につき	1,000
野外炊飯用具	1日一式につき	500
キャンドルサービス用具	1日1セットにつき	100
各種スポーツ用具	1日1種目1セットにつき	100
天体望遠鏡	1日1台につき	100
総合研修館空調	1時間につき	3,100

備考

- 1 宿泊室を利用する日の設備等の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。
- 2 調理設備については、半日（使用開始時刻から4時間まで）の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額とする。

3 利用料金の承認年月日

令和2年1月30日

4 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日

三重県告示第122号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第9項の規定により、三重県立熊野少年自然の家の利用料金を

次のとおり承認しました。

なお、三重県立熊野少年自然の家利用料金の承認（平成26年三重県告示第244号）は、令和2年3月31日限り廃止します。

令和2年2月28日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 指定管理者

有限会社熊野市観光公社
代表取締役 小川貴弘

2 利用料金の額

(1) 宿泊室を利用する場合

区分	単位	金額（円）
児童生徒等	1人1日につき	270
その他の者	1人1日につき	770

備考1 1日とは午後1時から翌日の午後1時までの間とする。

2 児童生徒等とは、次に掲げる者とする。

(1) 小学校就学前の者

(2) 小学生、中学生及び高校生並びにこれらに準ずる者

(2) 施設を利用する場合

区分	一時間当たりの金額（円）
体育館	330
研修室	170

備考1 施設の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 1時間を越えて利用する場合の金額は、超過時間30分（30分未満のときは、30分とする。）当たり、1時間当たりの金額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。前号に定める利用時間を越えて、午前9時以前又は午後10時以降に利用する場合も同様とする。

3 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、県内の保育所、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校が宿泊室を利用する場合は、無料とする。

(3) 設備等を利用する場合

区分	単位	金額（円）
野外炊事設備	1人3時間以内	150（超過1時間当たり50円追加）

備考 宿泊室を利用する日（宿泊室の利用を開始する日の午後1時から宿泊室の利用を終了する日の午後1時までの間をいう。）の施設の利用料金は、この表に定める額の2分の1に相当する額（その額に10円未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てた額）とする。ただし、小学校、中学校における集団宿泊研修で利用する場合は、無料とする。

3 利用料金の承認年月日

令和2年1月30日

4 利用料金の適用年月日

令和2年4月1日

正 誤

令和2年1月28日付け教育公報号外に登載しました、三重県立美術館条例施行規則の一部を改正する規則中

ページ	行	誤	正
1	15	111三重県教育委員会規則第八号	111三重県教育委員会規則第一号

令和2年1月28日付け教育公報号外に登載しました、三重県立学校体育施設の照明設備の使用料の額の一部を改正する告示中

ページ	行	誤	正
6	4	三重県教育委員会告示第21号	三重県教育委員会告示第2号

